

もったいない標語募集要領

1 目的

松戸市では、「ひと・もの・しぜんを大切にすまちづくり～感謝する心 謙虚な心 優しい心～」を基本コンセプトに「もったいない運動」を推進しています。

3R(消費削減=リデュース、再使用=リユース、資源再利用=リサイクル)に加え、物を大切に、最後まで使うという「もったいない精神」を伝承し、さらなる意識啓発を図るため、もったいない標語を募集します。

2 主催

松戸市・もったいない運動推進市民会議

3 募集期間

令和2年12月1日(火)から令和2年12月28日(月)まで

4 募集内容

もったいない運動を広く市民に普及啓発できるような標語【20音以内】
(普段の生活で心がけていること、取り組んでいることなど)

令和2年度のテーマは「まちの中のもったいない」
まちの中で「もったいない」と思うこと・心がけたいことなどを募集します。

例)・その傘は まだ使えるよ 捨てないで
・エンジンの かけっぱなしは もったいない

など

5 応募要件

松戸市内に在住、在勤又は在学の方(個人、団体は問わず)

6 応募方法

自由な様式に必要事項【作品(標語)・住所・氏名・連絡先(電話番号やメールアドレスなど)】を記入していただき、郵送またはファックス・Eメールにてご応募下さい。

応募は1人3点までとします。なお、同一応募者が複数作品で入賞することはありません。

7 応募先

【郵 送】

〒271-8588 松戸市根本387番地の5 松戸市役所新館4階
もったいない運動推進市民会議事務局（行政経営課内）

※12月28日(月)消印有効

※持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時まで

【FAX】047-364-6919

【メールアドレス】mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

【お問い合わせ】047-366-7311

8 選考

もったいない運動推進市民会議にて、入賞作品を選定します。

審査にあたっては、わかりやすさ、親しみやすさ、ユーモア、啓発効果等により審査します。

9 表彰

- (1) 全応募作品の中から最優秀賞1点、優秀賞2点を選考します。
- (2) 入賞者には記念品と表彰状を差し上げます。
- (3) 表彰された作品は、今後のもったいない運動の推進・広報等に活用させていただきますことがあります。

10 結果の通知

1月下旬頃、入賞者に電話又は文書により通知します。

11 その他

- (1) 応募作品は、未発表のものとし、著作権、商標権その他第三者の権利を侵害するおそれのないものとし、既出の作品と同一、類似の作品、著作権の侵害があることが明らかになった作品については、入賞決定後でも受賞を取り消す場合があります。
- (2) 作品に関する一切の権利は松戸市に帰属します。応募作品を市が発行する広報誌やチラシ、ホームページ等に利用することがあります。
- (3) 応募者の氏名等を含め応募作品を市の広報活動に使用することについては、応募の時点であらかじめご了承くださいものとします。
- (4) 応募者の個人情報、厳重に管理するとともに、標語の募集・発表に係る事務以外には一切使用いたしません。
- (5) この要領に合わない作品の応募は無効とします。
- (6) 応募作品は一切返却いたしません。